

## 役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程

### (総則)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛の森林基金定款第13条及び第29条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給に関し、必要な事項を定めるものである。

### (報酬)

第2条 役員及び評議員は無報酬とする。但し、監事については、税理士資格を有する監事が監査を行う場合に限り、総額120,000円の範囲で、1人あたり1回30,000円を支給する。

### (旅費)

第3条 役員及び評議員の旅費については、職員の旅費に関する条例(昭和28年3月13日愛媛県条例第6号)の例によるものとし、その旅費の格付けについては、職員の給与に関する条例(昭和26年11月16日愛媛県条例第57号)に規定する行政職給料表8級とする。

### 附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。